

入札のお知らせ

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を実施します。

令和7年2月14日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する事項は、次のとおりである。

番 号	件 名	納品場所	履行期間	入札参加要件
単価第 25号	LP-S8180用ト ナー（ブラック）購入	川尻みよし町14 番8号（秋田市上 下水道局）ほか	令和7年4月 1日から 令和8年3月 31日まで	秋田市総務部契約課の 物品業者登録名簿に文 具・事務機器類で登録 されていること。 （基本的要件について は別に記載）
単価第 26号	LP-S8180用ト ナー（カラー）購入			
単価第 27号	LP-S8180用感 光体ユニット購入			
単価第 28号	LP-S8180用廃 トナーボックス購入			
単価第 29号	LP-S3250用ト ナー購入			
単価第 30号	LP-S3290Z用 トナー購入			

(2) 上記事項に係る基本的な入札参加要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- イ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

(1) 入札の日時 令和7年2月26日（水）

単価第25号を午前10時45分から開始し、以降5分ずつ繰り下げ

て執行

- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町 1 4 番 8 号
秋田市上下水道局 4 階大会議室
- (3) 入札保証金 秋田市財務規則第 1 0 9 条第 1 項第 2 号の規定により免除
- (4) 契約予定日 令和 7 年 3 月 4 日（火）
- (5) 入札金額 入札書には、それぞれ 1 個当たりの価格を記載すること。
- (6) 注意事項
 - ア 秋田市上下水道局財務規程（昭和 4 1 年秋田市水道局管理規程第 3 号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積りをした契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を 1 回に限り行う。
 - エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、令和 7 年 2 月 2 5 日（火）までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式 1。以下「申請書」という。）を提出すること。
- (2) 申請書の提出
申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書の受付
申請書は、次のとおり受け付ける。
 - ア 受付期間 令和 7 年 2 月 1 4 日（金）から同月 2 5 日（火）までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで
 - イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 - ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
上下水道局ホームページ
<https://www.city.akita.lg.jp/suido/index.html>

4 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、令和 7 年 2 月 1 4 日（金）から同月 2 5 日（火）までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係とする。

(3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、令和7年2月26日（水）から同月27日（木）までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（様式2）を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、上下水道局ホームページにその旨を掲載する。

6 その他

- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書は、返却しない。
- (3) 申請書の提出に関する問合せ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434